

○事務処理の特例に関する条例

平成十一年十二月二十一日

宮城県条例第五十四号

事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
一 削除	
二 削除	
三 地方自治法に基づく事務のうち、同法第九条の五の規定による届出の受理等	各市町村
三の二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下この項において「法」という。）、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	登米市
イ 法第七十二条の二十二の規定による選任	
ロ 法第七十二条の二十四第三号の規定による報告の受理	
ハ 法第七十二条の二十九第二項の規定による届出の受理	
ニ 法第七十二条の三十二第四項の規定による届出の受理	
ホ 法第七十二条の三十四第二項の規定による届出の受理	
ヘ 法第七十二条の三十五第三項の規定による届出の受理	
ト 法第七十二条の四十三第三項及び第四項の規定による意見の陳述等	
チ 法第七十二条の四十四の規定による届出の受理	
リ 法第七十三条第四項の規定による公告等	

<p>ヌ 法第七十三条の十の規定による届出の受理(法第八十条において準用する場合を含む。)（農事組合法人に係るものに限る。）</p> <p>ル 法第九十三条第一項の規定による報告の徵収等(農事組合法人に係るものに限る。)</p> <p>ヲ 法第九十四条第二項の規定による検査(農事組合法人に係るものに限る。)</p> <p>ワ 法第九十五条第一項及び第二項の規定による命令(農事組合法人に係るものに限る。)</p> <p>カ 法第九十五条の二の規定による命令(農事組合法人に係るものに限る。)</p> <p>ヨ 法第九十五条の三第一項の規定による官報への掲載(農事組合法人に係るものに限る。)</p> <p>タ 政令第十四条第三項及び第四項の規定による嘱託(農事組合法人に係るものに限る。)</p> <p>レ イからタまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>三の三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十条第一項及び第二項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第三十条の二の規定による指示等(法第三十条第一項に規定する者に係るものに限る。)</p> <p>ハ 政令第三十三条の規定による通知</p>	角田市
<p>四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十条の規定による許可</p> <p>ロ 法第十八条第一項の規定による立入検査等</p> <p>ハ 法第十九条の規定による命令等</p>	各町村

	<p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
五 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第一項に規定する市町村道の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。）	<p>各市町村</p> <p>イ 法第三十一条の二第一項、第二項及び第五項の規定による立入り等</p> <p>ロ 法第三十一条の三第一項及び第三項の規定による協議等</p> <p>ハ 法第三十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定による調査等</p>	
ニ 法第三十一条の五第三項の規定による通知等		
五の二 国有財産法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第五項の規定により指定都市の長が管理を行う一級河川又は同法第十条第二項の規定により指定都市の長が管理を行う二級河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。）	<p>仙台市</p> <p>イ 法第三十一条の二第一項、第二項及び第五項の規定による立入り等</p> <p>ロ 法第三十一条の三第一項及び第三項の規定による協議等</p> <p>ハ 法第三十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定による調査等</p>	
ニ 法第三十一条の五第三項の規定による通知等		
六 国有財産法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（河川法第百条第一項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。）	<p>仙台市 石巻市 気仙沼市 角田市 多賀城市 大崎市 富谷市 大和町 南三陸町</p> <p>イ 法第三十一条の二第一項、第二項及び第五項の規定による立入り等</p>	

<p>ロ 法第三十一条の三第一項及び第三項の規定による協議等</p> <p>ハ 法第三十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定による調査等</p> <p>ニ 法第三十一条の五第三項の規定による通知等</p>	
<p>六の二 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定（民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。）</p>	<p>石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市</p>
<p>七 削除</p>	
<p>八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第二十七条の二第一項の規定による認可</p> <p>ロ 法第三十五条の二の規定による届出の受理</p> <p>ハ 法第四十八条の規定による承認（法第四十二条第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>ニ 法第五十一条第二項の規定による認可</p> <p>ホ 法第六十二条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ヘ 法第六十六条第一項の規定による認可</p> <p>ト 法第九十六条第五項の規定による嘱託</p> <p>チ 法第百四条の規定による申出の受理等</p> <p>リ 法第百五条の規定による請求の受理等</p> <p>ヌ 法第百五条の二第一項の規定による決算関係書類の受理</p> <p>ル 法第百五条の三第一項及び第二項の規定による報告の徴収</p> <p>ヲ 法第百五条の四第一項の規定による検査</p> <p>ワ 法第百六条第一項から第三項までの規定による命令等</p>	<p>各市町村</p>
<p>八の二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項において「法」という。）、屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第十六号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ</p>	<p>栗原市 東松島市 大和町</p>

<p>もの</p> <p>イ 法第七条第三項及び第四項の規定による措置等</p> <p>ロ 法第八条の規定による保管等</p> <p>ハ 条例第四条の規定による許可</p> <p>ニ 条例第五条第三項の規定による許可</p> <p>ホ 条例第五条の二の規定による許可</p> <p>ヘ 条例第八条第一項及び第三項の規定による条件の付加等</p> <p>ト 条例第九条の規定による許可等</p> <p>チ 条例第十条第二項の規定による許可</p> <p>リ 条例第十二条の三第二項の規定による要求</p> <p>ヌ 条例第十三条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ル 条例第十五条の規定による許可の取消し</p> <p>ヲ 条例第十六条の規定による命令等</p> <p>ワ 条例第十七条の規定による表示</p> <p>カ 条例第十七条の三第二項の規定による閲覧</p> <p>ヨ 条例第十七条の四の規定による意見の聴取</p> <p>タ 条例第二十条の規定による届出の受理</p> <p>レ 条例第三十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収 等（屋外広告業に係るものを除く。）</p> <p>ソ イからレまでに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>八の三 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下この項各市町村において「法」という。）及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（道路法第八条第一項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は河川法第百条第一項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。）</p> <p>イ 法第五条第六項の規定による承認（法第四十八条第九項（法第八十四条において準用する場合を含む。）、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四</p>	

<p>項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十八条第六項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)</p> <p>ロ 省令第六十九条第四号の規定による承認</p> <p>ハ 省令第七十五条の二の二第五号の規定による承認</p>	
<p>八の四 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五十二条第一項の規定による認可</p> <p>ロ 法第五十二条の二第一項、第三項及び第四項の規定による決定等</p> <p>ハ 法第五十二条の三の規定による申出の受理等</p> <p>ニ 法第五十三条の四の規定による認可等</p> <p>ホ 法第五十四条第四項及び第五項の規定による公告等</p>	仙台市 石巻市 名取市 登米市 大崎市 川崎町 加美町 美里町
<p>八の五 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第八十九条の二第九項の規定による換地処分を伴うもの（同条第十一項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。）</p> <p>イ 法第八十九条の二第十項において準用する法第五十四条の三の規定による清算金の徴収及び支払等</p> <p>ロ 法第二百二十三条第一項の規定による清算金の供託等</p>	山元町
<p>八の六 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九十五条第一項、第三項及び第四項の規定による認可等</p> <p>ロ 法第九十五条の二第一項及び第三項の規定による認可等</p> <p>ハ 法第二百十三条の三第一項及び第二項の規定による届出の受理等</p> <p>ニ 法第二百三十二条第一項の規定による報告の徴収等（法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う法第三条に規定する資格を有する者から行う場合に限る。）</p> <p>ホ 法第二百三十四条第一項の規定による命令</p>	仙台市 石巻市 白石市 岩沼市 登米市 東松島市 大崎市 丸森町 亘理町 松島町 加美町 美里町

八の七 土地改良法に基づく事務のうち、同法第九十六条の規定による認可等（換地計画に係るものに限る。）	仙台市 石巻市 白石市 名取市 岩沼市 登米市 東松島市 大崎市 川崎町 丸森町 亘理町 松島町 加美町 美里町
八の八 土地改良法に基づく事務のうち、同法第九十六条の四第一項の規定による認可等（換地計画に係るものに限る。）	仙台市 石巻市 白石市 名取市 登米市 大崎市 川崎町 亘理町 加美町 美里町
八の九 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第九十七条第五項及び第六項の規定による請求の受理等 ロ 法第九十八条第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定による申立ての受理等	仙台市 石巻市 白石市 登米市 栗原市 大崎市 川崎町 松島町 大和町 加美町 美里町
八の十 土地改良法に基づく事務のうち、同法第百条の規定による認可等	仙台市 石巻市 白石市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 川崎町 加美町 美里町
八の十一 土地改良法に基づく事務のうち、同法第百条の二の規定による認可等	仙台市 石巻市 白石市 登米市 栗原市 大崎市 川崎町 加美町 美里町
九 削除	
十 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下この項において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この項において「政令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第三条の規定による許可	各市町村（仙台市を除く。）

- ロ 法第五条の規定による許可
- ハ 法第八条の規定による取消し
- ニ 法第九条第三項の規定による命令
- ホ 法第十条第一項及び第二項の規定による許可等
- ヘ 法第十一条第三項の規定による命令
- ト 法第十二条第一項及び第二項の規定による許可等
- チ 法第十二条の二第二項の規定による届出の受理
- リ 法第十三条ただし書の規定による許可
- ヌ 法第十四条第二項の規定による命令
- ル 法第十五条第一項から第三項までの規定による完成検査等
(同条第一項ただし書の規定による指定を除く。)
- ヲ 法第十六条の規定による届出の受理
- ワ 法第十七条第一項、第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定による許可等
- カ 法第二十四条第一項及び第三項の規定による許可等
- ヨ 法第二十五条第一項及び第三項の規定による許可等
- タ 法第二十七条第一項の規定による許可
- レ 法第二十八条第一項、第二項及び第四項の規定による認可等
- ソ 法第二十九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。) 及び第四項の規定による認可等
- ツ 法第三十条第三項の規定による届出の受理
- ネ 法第三十三条第二項の規定による届出の受理
- ナ 法第三十四条の規定による命令
- ラ 法第三十五条第一項及び第三項の規定による保安検査等(同条第一項第一号の規定による指定を除く。)
- ム 法第三十五条の二第二項から第四項までの規定による届出の受理等
- ウ 法第三十六条の規定による報告の受理等
- ヰ 法第四十二条の規定による報告の徴収
- ノ 法第四十三条第一項の規定による立入検査等
- オ 法第四十四条の規定による取消し等

ク 法第四十五条の規定による措置 ヤ 法第四十五条の三の十の規定による届出の受理 マ 法第四十六条第二項の規定による報告の徴収 ケ 法第四十七条の規定による指示 フ 法第四十八条第一項の規定による条件の付加 コ 法第五十二条第一項、第二項及び第五項の規定による意見の聴取等 エ 法第五十四条第一項の規定による聴聞(法第四十四条の規定による命令に係るものに限る。) テ 政令第二条の規定による返納の受理 ア 省令第十五条第一項の規定による指示 サ 省令第四十一条第二項の規定による交付 キ 省令第四十四条の二第二項ただし書及び第六項の規定による届出の受理等 ユ 省令第六十七条の七第三項及び第四項の規定による取消し等 メ 省令第八十一条の十四の規定による報告書の受理等

十一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項登米市において「法」という。）、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）及び一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（イからハまで、ホ、ト、カ、ネ、ヰからコまで及び（ロ）から（ヘ）までに掲げる事務であって、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所における同令第一条に規定する高圧ガスに係るものを除く。）（イからネまで、ラからエまで、サ、ヒからセまで、（イ）から（チ）まで、（ヌ）、（ル）、（ワ）、（カ）及び（タ）に掲げる事務であって、二以上の市町村の区域内に事業所、販売所等を設置する事業者等に係るものを除く。）

- イ 法第五条第一項及び第二項の規定による許可等
- ロ 法第九条の規定による許可の取消し
- ハ 法第十条第二項の規定による届出の受理
- ニ 法第十条の二第二項の規定による届出の受理(法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。)
- ホ 法第十一条第三項の規定による命令
- ヘ 法第十二条第三項の規定による命令
- ト 法第十四条第一項、第二項及び第四項の規定による許可等
- チ 法第十五条第二項の規定による命令
- リ 法第十六条第一項の規定による許可
- ヌ 法第十七条第二項の規定による届出の受理
- ル 法第十七条の二第一項の規定による届出の受理
- ヲ 法第十八条第三項の規定による命令
- ワ 法第十九条第一項、第二項及び第四項の規定による許可等
- カ 法第二十条第一項、第三項及び第四項の規定による完成検査等
- ヨ 法第二十条の四の規定による届出の受理
- タ 法第二十条の四の二第二項の規定による届出の受理
- レ 法第二十条の五第二項及び第三項の規定による勧告等
- ソ 法第二十条の六第二項の規定による命令
- ツ 法第二十条の七の規定による届出の受理
- ネ 法第二十一条の規定による届出の受理
- ナ 法第二十二条第一項から第三項までの規定による輸入検査等
- ラ 法第二十四条の二第一項の規定による届出の受理
- ム 法第二十四条の三第三項の規定による命令
- ウ 法第二十四条の四の規定による届出の受理
- ヰ 法第二十六条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理等
- ノ 法第二十七条第二項及び第五項の規定による命令等
- オ 法第二十七条の二第五項(法第二十七条の四第二項、第二十

八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。) 及び第六項(法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

- ク 法第三十四条の規定による命令
- ヤ 法第三十五条第一項及び第三項の規定による保安検査等
- マ 法第三十六条第二項の規定による届出の受理(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第四項に規定する供給設備のうち同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの(以下この項において単に「供給設備」という。)、同項に規定する消費設備、同法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設又は同法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち供給設備に接続しているもの若しくは同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの(以下この項において「供給設備等」という。)に係るものを除く。)
- ケ 法第三十八条の規定による許可の取消し等
- フ 法第三十九条の規定による措置(供給設備等に係るものを除く。)
- コ 法第三十九条の十一の規定による届出の受理
- エ 法第四十一条第二項の規定による命令
- テ 法第四十四条第一項の規定による容器検査
- ア 法第四十五条第一項及び第二項の規定による刻印等
- サ 法第四十八条第五項の規定による許可
- キ 法第四十九条第一項、第三項及び第四項の規定による容器再検査等
- ユ 法第四十九条の二第一項の規定による附属品検査
- メ 法第四十九条の三第一項の規定による刻印
- ミ 法第四十九条の四第一項及び第三項の規定による附属品再検査等
- シ 法第四十九条の三十の規定による命令
- エ 法第四十九条の三十五の規定による命令

- | | |
|--|--|
| ヒ 法第五十条第三項及び第四項の規定による登録等 | |
| モ 法第五十二条第二項及び第四項の規定による届出の受理等 | |
| セ 法第五十三条の規定による登録の取消し等 | |
| ス 法第五十四条第一項及び第二項の規定による申請の受理等 | |
| ン 法第五十六条第一項、第二項及び第四項の規定による命令等 | |
| (イ) 法第五十六条の二の規定による届出の受理 | |
| (ロ) 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（供給設備等に係るもの） | |
| (ハ) 法第六十二条第一項の規定による立入検査等（供給設備等に係るもの） | |
| (ニ) 法第六十三条の規定による届出の受理等（供給設備等に係るもの） | |
| (ホ) 法第六十四条の規定による指示（供給設備等に係るもの） | |
| (ヘ) 法第七十四条第一項から第三項までの規定による通報等 | |
| (ト) 容器保安規則第三十二条第一項の規定による容器検査所登録票の交付 | |
| (チ) 冷凍保安規則第二十一条第二項の規定による製造施設完成検査証の交付 | |
| (リ) 冷凍保安規則第三十一条第三項の規定による輸入検査合格証の交付 | |
| (ヌ) 冷凍保安規則第四十条第四項の規定による保安検査証の交付 | |
| (ル) 液化石油ガス保安規則第三十二条第二項の規定による第一種貯蔵所完成検査証の交付 | |
| (ヲ) 液化石油ガス保安規則第四十五条第三項の規定による輸入検査合格証の交付 | |
| (ワ) 液化石油ガス保安規則第七十七条第三項及び第七項の規定による届出の受理等 | |
| (カ) 一般高圧ガス保安規則第三十一条第二項の規定による第一種貯蔵所完成検査証の交付 | |

	<p>(ヨ) 一般高圧ガス保安規則第四十五条第三項の規定による輸入検査合格証の交付</p> <p>(タ) 一般高圧ガス保安規則第七十九条第三項及び第七項の規定による届出の受理等</p>	
十二 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（コンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所における同令第一条に規定する高圧ガスに係るものを除く。）（二以上の市町村の区域内に事業所、販売所等を設置する事業者等に係るものを除く。）	<p>イ 法第三十六条第二項の規定による届出の受理（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第四項に規定する供給設備のうち同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの（以下この項において単に「供給設備」という。）、同項に規定する消費設備、同法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設又は同法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち供給設備に接続しているもの若しくは同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの（以下この項において「供給設備等」という。）に係るものに限る。）</p> <p>ロ 法第三十九条の規定による措置（供給設備等に係るものに限る。）</p> <p>ハ 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（供給設備等に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第六十二条第一項の規定による立入検査等（供給設備等に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第六十三条の規定による届出の受理等（供給設備等に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第六十四条の規定による指示（供給設備等に係るものに限る。）</p>	登米市
十三 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に基づく事務のうち、同法第二十八条第二項の規定による提出の命令		仙台市

等	
十三の二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づく事務のうち、同法第十八条第一項、第三項及び第四項の規定による。） 許可等	各市町村（仙台市を除く。）
十三の三 農地法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四条第一項、第七項、第八項及び第九項（法第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可等（四ヘクタール以下の農地に係るものに限る。） ロ 法第五条第一項、第三項及び第四項の規定による許可等（四ヘクタール以下の農地及び採草放牧地に係るものに限る。） ハ 法第四十九条第一項、第三項及び第五項の規定による立入調査（イ及びロに掲げる許可に係るものに限る。） ニ 法第五十条の規定による報告の徴収（イ及びロに掲げる許可に係るものに限る。） ホ 法第五十一条の規定による違反転用に対する処分（イ及びロに掲げる許可に係るものに限る。） ヘ イからホまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	仙台市 塩竈市 藏王町 加美町
十三の四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第一百七十二条第一項の規定による報告の徴収 ロ 法第一百七十三条第一項の規定による立入検査 ハ 法第一百七十四条第一項の規定による命令	藏王町 村田町 川崎町
十四 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下この項において「法」という。）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人、土地区画整理組合又は区画整理会社の施行による施行地区の面積が五十ヘクタール未満の土地区画整理事業（国庫補助又は無利子貸付制度の対象となるものを除く。）に係るものに限る。）	石巻市 大崎市

- イ 法第四条第一項の規定による認可
- ロ 法第九条第三項の規定による公告等(法第十条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)
- ハ 法第十条第一項の規定による認可
- ニ 法第十一条第四項、第七項及び第八項の規定による認可等
- ホ 法第十三条第一項の規定による認可
- ヘ 法第十四条第一項及び第二項(法第五十条第三項に規定する合併によって組合を設立しようとする場合を含む。)並びに第三項の規定による認可
- ト 法第二十条第一項から第三項まで及び第五項の規定による縦覧の命令等(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)
- チ 法第二十一条第三項及び第四項の規定による公告等
- リ 法第二十八条第八項の規定による事業報告書等の受理
- ヌ 法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出の受理等
- ル 法第三十九条第一項(法第五十条第四項に規定する合併をする組合の一方が合併後存続する場合を含む。)、第四項及び第五項の規定による認可等
- ヲ 法第四十五条第二項及び第五項の規定による認可等
- ワ 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等
- カ 法第四十九条の規定による承認
- ヨ 法第五十一条の二第一項の規定による認可
- タ 法第五十一条の八第一項から第三項まで及び第五項の規定による縦覧の命令等(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)
- レ 法第五十一条の九第三項の規定による公告等(法第五十一条の十一第二項及び第五十一条の十三第四項において準用する場合を含む。)
- ゾ 法第五十一条の十第一項の規定による認可
- ツ 法第五十一条の十一第一項の規定による認可

<p>ネ 法第五十一条の十三第一項の規定による認可</p> <p>ナ 法第八十六条第一項の規定による認可</p> <p>ラ 法第九十七条第一項の規定による認可</p> <p>ム 法第百三条第三項及び第四項の規定による届出の受理等</p> <p>ウ 法第百二十四条第一項から第三項までの規定による検査等</p> <p>ヰ 法第百二十五条の規定による検査等</p> <p>ノ 法第百二十五条の二第一項から第五項までの規定による検査等</p> <p>オ 法第百三十六条の規定による意見の聴取</p> <p>ク 政令第十六条第二項及び第三項の規定による解任投票所等の設定等</p>	
<p>十五 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基く事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条の規定による承認（法第十条第三項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第五十一条の五及び第五十二条の十第二項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は河川法第百条第一項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。）</p> <p>ロ 法第七十六条の規定による許可等</p>	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
<p>十六 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十八条の四第三項第五号イの規定による認定</p> <p>ロ 法第三十一条の二第二項第十四号ハへの規定による認定</p> <p>ハ 法第六十二条の三第四項第十四号ハへの規定による認定</p> <p>ニ 法第六十三条第三項第五号イの規定による認定</p>	仙台市 石巻市 大崎市

<p>十七 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十八条の四第三項第六号の規定による認定</p> <p>ロ 法第三十一条の二第二項第十五号ニの規定による認定</p> <p>ハ 法第六十二条の三第四項第十五号ニの規定による認定</p> <p>ニ 法第六十三条第三項第六号の規定による認定</p>	仙台市 石巻市 塩竈市 多賀城市 栗原市 大崎市 富谷市
<p>十八 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十二条の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第十三条第一項及び第四項の規定による届出の受理</p> <p>ハ 法第十四条の規定による届出の受理</p> <p>ニ 法第十八条第一項の規定による立入検査等</p> <p>ホ 法第十九条の規定による命令</p>	蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
<p>十八の二 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九十五条第七項の規定による届出の受理（事業協同組合に係るものに限る。）</p> <p>ロ 法第九十六条第五項及び同条第八項（法第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可等</p> <p>ハ 法第一百条の十一の規定による届出の受理（事業協同組合に係るものに限る。）</p>	各市町村
十九 削除	
<p>二十 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四十二条第五項の規定による承認（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 法第四十四条第二項及び第四項の規定による申請の受理等（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）</p>	仙台市 石巻市 気仙沼市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町

	女川町 南三陸町
二十の二 商工会法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四十九条の規定による決算関係書類の受理 ロ 法第五十条第一項の規定による報告の徴収等（イ及びハから へまでに掲げる決算関係書類の受理等に係るものに限る。） ハ 法第五十二条第二項の規定による届出の受理 ニ 法第五十三条の規定による選任 ホ 法第五十四条第一項、第二項及び第四項の規定による認可等 ヘ 法第五十四条の三の規定による届出の受理	仙台市 岩沼市 登米市 栗原市 丸森町
二十の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第八条の二第一項の規定による報告の受理 ロ 法第八条の二第二項の規定による報告の受理 ハ 法第八条の二第四項の規定による要求 ニ 法第八条の二第五項の規定による公表 ホ 法第六十九条第三項の規定による立入検査等（地域連携薬局 又は専門医療機関連携薬局に係るものを除く。） ヘ 法第七十二条の三の規定による命令	仙台市
二十一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四十五条第一項の規定による報告の徴収 ロ 法第四十六条第一項の規定による立入検査等	各町村
二十一の二 電気用品安全法に基づく事務のうち、同法第四十六条の二第一項及び第二項の規定による命令等	蔵王町 大河原町 村田町 川崎町 利府町
二十二 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四条の規定による指示等	各町村

<p>ロ 法第十条の規定による申出の受理等</p> <p>ハ 法第十九条第二項の規定による報告の徴収等</p>	
<p>二十二の二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（イからリまで、ルからウまで、ノからサまで及びユからンまでに掲げる事務であって、二以上の市町村の区域内に設置される事業所、販売所等に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による登録</p> <p>ロ 法第三条の二の規定による登録の実施</p> <p>ハ 法第四条の規定による登録の拒否</p> <p>ニ 法第六条第一号及び第二号の規定による届出の受理（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）</p> <p>ホ 法第八条の規定による届出の受理（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）</p> <p>ヘ 法第十条第三項の規定による届出の受理（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）</p> <p>ト 法第十三条第二項の規定による命令</p> <p>チ 法第十四条第二項の規定による命令</p> <p>リ 法第十六条第三項の規定による命令</p> <p>ヌ 法第十六条の二第二項の規定による命令（液化石油ガス設備工事（法第三十八条の三に規定するものに限る。）に係るものを除く。）</p> <p>ル 法第十九条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ヲ 法第二十一条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ワ 法第二十二条の規定による命令</p> <p>カ 法第二十三条の規定による届出の受理（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）</p> <p>ヨ 法第二十五条の規定による登録の取消し</p>	登米市

- | | |
|--|--|
| <p>タ 法第二十六条の規定による登録の取消し等</p> <p>レ 法第二十六条の二の規定による登録の消除</p> <p>ソ 法第二十九条第一項の規定による認定</p> <p>ツ 法第三十二条第一項の規定による認定の更新</p> <p>ネ 法第三十三条第一項及び第二項の規定による認可等</p> <p>ナ 法第三十四条第三項の規定による命令</p> <p>ラ 法第三十五条第一項及び第三項の規定による認可等</p> <p>ム 法第三十五条の二の規定による命令</p> <p>ウ 法第三十五条の三の規定による認定の取消し</p> <p>ヰ 法第三十五条の五の規定による命令</p> <p>ノ 法第三十五条の六第一項の規定による認定</p> <p>オ 法第三十五条の七の規定による報告の受理</p> <p>ク 法第三十五条の十の規定による認定の取消し等</p> <p>ヤ 法第三十六条第一項の規定による許可</p> <p>マ 法第三十七条の二第一項及び第二項の規定による許可等(法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。)</p> <p>ケ 法第三十七条の三第一項及び第二項の規定による完成検査等(法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。)</p> <p>フ 法第三十七条の四第一項の規定による許可</p> <p>コ 法第三十七条の五第三項の規定による命令</p> <p>エ 法第三十七条の六第一項及び第三項の規定による保安検査等</p> <p>テ 法第三十七条の七の規定による許可の取消し等</p> <p>ア 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収(特定液化石油ガス設備工事事業者に係るものと除く。)</p> <p>サ 法第八十二条第二項の規定による報告の徴収</p> <p>キ 法第八十三条第一項及び第二項の規定による立入検査等</p> <p>ユ 法第八十三条第三項の規定による立入検査等(液化石油ガス設備工事(法第三十八条の三に規定するものに限る。)又は特定液化石油ガス設備工事事業に係るものと除く。)</p> <p>メ 法第八十三条第四項の規定による立入検査等</p> | |
|--|--|

	<p>ミ 法第八十七条第一項の規定による通報(法第三十八条の三の規定による届出に係るものを除く。)</p> <p>シ 法第八十七条第二項の規定による要請の受理</p> <p>エ 法第八十八条第二項第一号及び第一号の二の規定による公示</p> <p>ヒ 法第九十条第一項及び第三項の規定による聴聞等(タに掲げる命令に係るものに限る。)</p> <p>モ 省令第五十九条第二項の規定による貯蔵施設等完成検査証の交付</p> <p>セ 省令第六十八条第二項の規定による充てん設備完成検査証の交付</p> <p>ス 省令第八十一条第五項の規定による充てん設備保安検査証の交付</p> <p>ン 省令第百三十二条の規定による報告の受理</p>	
二十三	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、 各市町村(仙台市を除く。)に掲げるもの</p> <p>イ 法第十六条の二第二項の規定による命令(液化石油ガス設備工事(法第三十八条の三に規定するものに限る。)に係るものに限る。)</p> <p>ロ 法第三十八条の三の規定による届出の受理</p> <p>ハ 法第三十八条の十の規定による届出の受理</p> <p>ニ 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収(特定液化石油ガス設備工事事業者に係るものに限る。)</p> <p>ホ 法第八十三条第三項の規定による立入検査等(液化石油ガス設備工事(法第三十八条の三に規定するものに限る。)又は特定液化石油ガス設備工事事業に係るものに限る。)</p> <p>ヘ 法第八十七条第一項の規定による通報(ロに掲げる届出の受理に係るものに限る。)</p>	
二十四	<p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく事務のうち、 同法第二十五条第一項から第三項までの規定による立入り等</p> <p>仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市</p>	

(同法第十五条第一項第一号から第三号までに規定する都市計画の決定又は変更のために行うものを除く。)	名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 藏王町大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町美里町 女川町 南三陸町
二十四の二 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第二十六条第一項の規定による許可 ロ 法第五十三条第一項及び第二項の規定による許可等 ハ 法第六十五条の規定による許可等（市町村が施行する都市計画事業の事業地内に係るものに限る。） ニ 法第七十九条の規定による条件の付加（イからハまでに掲げる許可（以下この項において「建築許可等」という。）に係るものに限る。） ホ 法第八十条第一項の規定による報告の徴収等（建築許可等に係るものに限る。） ヘ 法第八十一条第一項から第三項までの規定による監督处分等（建築許可等に係るものに限る。） ト 法第八十二条第一項の規定による立入検査（建築許可等に係るものに限る。） チ 政令第四十二条第三項の規定による掲示（建築許可等に係るものに限る。）	藏王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町涌谷町 美里町 女川町 南三陸町

二十五 都市計画法（以下この項において「法」という。）、都市計画法施行令（以下この項において「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下この項において「省令」という。）、都市計画法施行条例（平成十二年宮城県条例第九十一号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定による許可

ロ 法第三十四条第十三号の規定による届出の受理

ハ 法第三十四条の二第一項の規定による協議（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

ニ 法第三十五条の二第一項から第三項までの規定による許可等

ホ 法第三十六条の規定による届出の受理等

ヘ 法第三十七条第一号の規定による承認

ト 法第三十八条の規定による届出の受理

チ 法第四十一条の規定による指定等（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

リ 法第四十二条の規定による許可等

ヌ 法第四十三条第一項及び第三項の規定による許可等

ル 法第四十五条の規定による承認

ヲ 法第四十六条の規定による調製等

ワ 法第四十七条第一項の規定による登録（法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

カ 法第四十七条第二項から第五項までの規定による附記等（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）

ヨ 法第七十九条の規定による条件の付加（イ、ハ、ニ、ヘ、チ、リ、ヌ及びルに掲げる許可等（以下この項において「開発許可等」という。）に係るものに限る。）

タ 法第八十条第一項の規定による報告の徴収等（開発許可等に

	<p>係るものに限る。)</p> <p>レ 法第八十一条第一項から第三項までの規定による監督処分等（開発許可等に係るものに限る。）</p> <p>ソ 法第八十二条第一項の規定による立入検査（開発許可等に係るものに限る。）</p> <p>ツ 政令第四十二条第三項の規定による掲示（開発許可等に係るものに限る。）</p> <p>ネ 省令第三十八条の規定による閲覧所の設置等</p> <p>ナ 条例第六条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ラ 条例第九条第一項及び第二項の規定による届出の受理</p> <p>ム 条例第十五条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ウ イからムまでに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>
二十六 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び都丸森町 亘理町 利府市計画法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく町 美里町 く事務のうち、次に掲げるもの	<p>イ 法第五十二条の二第一項及び第二項の規定による許可等（市町村が施行予定の市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内に係るものに限る。）（法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。（市町村が施行予定の都市計画施設の区域等内に係るものに限る。））</p> <p>ロ 法第五十五条の規定による不許可等</p> <p>ハ 法第五十六条第一項から第三項まで及び第四項（法第五十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による土地の買取り</p> <p>ニ 法第五十七条第一項から第三項までの規定による土地の先買い等</p> <p>ホ 法第七十九条の規定による条件の付加（イに掲げる許可に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第八十条第一項の規定による報告の徴収等（イに掲げる許可に係るものに限る。）</p>

<p>ト 法第八十一条第一項から第三項までの規定による監督処分等（イに掲げる許可に係るものに限る。）</p> <p>チ 法第八十二条第一項の規定による立入検査（イに掲げる許可に係るものに限る。）</p> <p>リ 政令第四十二条第二項の規定による掲示（法第五十七条第一項の規定による公告に係るものに限る。）</p> <p>ヌ 政令第四十二条第三項の規定による掲示（イに掲げる許可に係るものに限る。）</p>	
<p>二十七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条の四第一項の規定による許可</p> <p>ロ 法第七条の五第一項及び第二項の規定による命令等</p> <p>ハ 法第七条の六第一項から第三項まで及び第五項の規定による申出の受理等</p> <p>ニ 法第六十条第一項ただし書及び第二項の規定による許可</p> <p>ホ 法第六十一条第一項の規定による許可（施行者が県である場合を除く。）</p> <p>ヘ 法第六十六条第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定による許可等（施行者が県である場合を除く。）</p>	<p>蔵王町 大河原町 村 田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元 町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷 町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川 町 南三陸町</p>
<p>二十七の二 都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）に基づく事務のうち、同令第三十九条第五項の規定による掲示</p>	<p>石巻市 塩竈市 気仙 沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩 沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富 谷市 蔵王町 大河原 町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理 町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大 和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里</p>

	町 女川町 南三陸町
<p>二十七の三 都市再開発法（以下この項において「法」という。）、仙台市 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号。以下この項において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第五十条の二第一項及び第二項の規定による認可等 ロ 法第五十条の六の規定による縦覧等 ハ 法第五十条の八第一項の規定による公告等（法第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。） ニ 法第五十条の九の規定による認可等 ホ 法第五十条の十二の規定による認可等 ヘ 法第五十条の十四第一項の規定による承認 ト 法第五十条の十五第一項の規定による認可 チ 法第百十八条の六第一項の規定による認可（同条第四項において準用する場合を含む。）（施行者が再開発会社である場合に限る。） リ 法第百十八条の三十の規定による決定等 ヌ 法第百二十四条第三項の規定による命令 ル 法第百二十五条の二第一項から第五項までの規定による再開発会社に対する監督 ヲ 法第百三十三条第一項の規定による認可（施行者が再開発会社である場合に限る。） ワ 政令第四十九条の規定による意見書の要旨の受理 カ 省令第三十九条第二項、第三項及び第五項の規定による掲示 	
<p>二十七の四 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十五条の二第一項、第五項、第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第八項の規定による許可等 ロ 法第十五条の三の規定による監督处分 	仙台市 登米市

ハ 法第十五条の四の規定による勧告等	
二十七の五 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四条第一項の規定による届出の受理 ロ 法第五条第一項の規定による申出の受理 ハ 法第六条第一項及び第三項の規定による通知	蔵王町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
二十八 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四十条第一項の規定による報告の徴収 ロ 法第四十一条第一項の規定による立入検査 ハ 法第四十二条第一項及び第三項の規定による命令等	各町村
二十八の二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第三条の規定による調査 ロ 法第四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による指示等 ハ 法第五条第一項及び第二項の規定による立入検査等	白石市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 富谷市 蔵王町 川崎町 山元町 松島町 大和町 色麻町 美里町
二十九 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)に基づく事務のうち、同法第三十六条第二項の規定による取容(動物の死体に限る。)	各市町村(仙台市を除く。)
三十 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第六条第二項及び第三項の規定による指示等 ロ 法第七条の規定による指示等 ハ 法第三十条第一項の規定による立入検査等	白石市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 富谷市 蔵王町 川崎町 山元町 松島町 大和町 色麻町 美里町

<p>三十の二 國土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号。以下この項において「法」という。）及び國土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十四条第一項の規定による許可 ロ 法第十九条の規定による請求の受理等 ハ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理 ニ 法第二十四条第一項及び第三項の規定による勧告等 ホ 法第二十五条の規定による報告の徴収（法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。） ヘ 法第二十六条の規定による公表（法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。） ト 法第二十七条の規定による措置（法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。） チ 法第二十七条の二の規定による助言 リ 法第二十七条の四第一項の規定による届出の受理（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。） ヌ 法第二十七条の五第一項及び第三項（法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告等 ル 法第二十七条の八第一項の規定による勧告 ヲ 法第四十一条第一項の規定による立入検査等（イ、ハ及びリに掲げる許可等に係るものに限る。） ワ 法第四十三条の規定による閲覧の請求等 カ 政令第十七条の二第一項第三号から第五号まで、第二項及び第三項の規定による確認等 	<p>塩竈市 白石市 名取市 登米市 東松島市 富谷市 柴田町 川崎町 松島町 大和町 色麻町 南三陸町</p>
<p>三十の三 國土利用計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第二十八条の規定による通知等 ロ 法第二十九条の規定による届出の受理等 ハ 法第三十条の規定による助言 	<p>塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市</p>

ニ 法第三十一条の規定による勧告等	蔵王町 七ヶ宿町 大
ホ 法第三十二条第一項の規定による通知	河原町 村田町 柴田
ヘ 法第四十一条第一項の規定による立入検査等(遊休土地に係る措置に関するものに限る。)	川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島 町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡 村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川 町 南三陸町
三十の四 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号。以下この項) において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	仙台市
イ 法第九十八条の六の規定による請求の受理等	
ロ 法第九十八条の八第三号の規定による報告の受理	
ハ 法第九十九条の九第三項及び第四項の規定による意見の陳述等	
ニ 法第九十九条の十の規定による届出の受理	
ホ 法第百条第二項から第四項までの規定による認可等	
ヘ 法第百条の八第一項及び第二項(法第百条の十八及び第百条の二十四において準用する場合を含む。)の規定による認可等	
ト 法第百条の十六の規定による認可	
チ 法第百条の二十二第一項の規定による認可	
リ 法第百十条第一項の規定による命令(生産森林組合に係るものに限る。)	
ヌ 法第百十一条第一項及び第二項の規定による検査(生産森林組合に係るものに限る。)	
ル 法第百十三条第一項及び第二項の規定による命令(生産森林組合に係るものに限る。)	
ヲ 法第百十四条の規定による解散命令(生産森林組合に係るものに限る。)	
ワ 法第百十四条の二第一項の規定による官報への掲載(生産森林組合に係るものに限る。)	

<p>カ 法第百十五条第一項の規定による決議の取消し等(同条第二項において準用する場合を含む。)（生産森林組合に係るものに限る。）</p> <p>ヨ 法第百十七条の規定による助言等(生産森林組合に係るものに限る。）</p>	
<p>三十の五 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による認定</p> <p>ロ 法第十条の規定によるあっせん</p> <p>ハ 政令第一条第一項及び第三項の規定による認定等</p>	仙台市 登米市
<p>三十一 凈化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理等</p> <p>ロ 法第七条第二項の規定による報告の受理(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>ハ 法第七条の二の規定による指導等</p> <p>ニ 法第十条の二の規定による報告の受理</p> <p>ホ 法第十一条の二の規定による届出の受理</p> <p>ヘ 法第十一条の三の規定による届出の受理</p> <p>ト 法第十二条の規定による助言等</p> <p>チ 法第十二条の二の規定による指導等</p> <p>リ 法第十二条の五第四項の規定による協議等(同条第五項において準用する場合を含む。)</p> <p>ヌ 法第四十九条第一項及び第二項の規定による台帳の作成等</p> <p>ル 法第五十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等 (同条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる者に係るもの)</p>	各市町村（仙台市を除く。）

<p>に限る。)</p> <p>ヲ 法附則第十一条第一項から第三項までの規定による助言等</p>	
<p>三十二 済浄槽法（以下この項において「法」という。）に基づく各市町村事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十二条第一項の規定による指示</p> <p>ロ 法第五十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等 (イに掲げる指示に係るものであって、同条第一項第三号に掲げる者に対するものに限る。)</p>	
<p>三十二の二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下この項において「法」という。）及び地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成四年建設省令第十号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十一条第一項及び第五項から第七項までの規定による許可等</p> <p>ロ 法第二十二条第一項から第五項までの規定による土地の買取り等</p> <p>ハ 省令第二条の規定による掲示</p>	美里町
<p>三十三 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号。以下この項において「法」という。）及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条第一項及び第四項から第六項までの規定による許可等</p> <p>ロ 法第八条第一項から第五項までの規定による土地の買取り等</p> <p>ハ 省令第四条の規定による掲示</p>	蔵王町 川崎町 丸森町 亘理町 七ヶ浜町 美里町
<p>三十四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）、特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、</p>	登米市 栗原市 大崎市

次に掲げるもの（ハ（括弧内に掲げる場合に限る。）、ニからルまで、タ、ソ及びツ、ネ（括弧内に掲げる場合を除く。）、ナ（括弧内に掲げる場合を除く。）、ラ、ム、ノからクまで及びマに掲げる事務であって、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人に係るもの）

- イ 法第十条の規定による認証等
- ロ 法第十二条第三項の規定による通知
- ハ 法第十三条第二項及び第三項の規定による届出の受理等（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）
- ニ 法第十七条の三の規定による選任
- ホ 法第十七条の四の規定による選任
- ヘ 法第十八条第三号の規定による報告の受理
- ト 法第二十三条の規定による届出の受理等
- チ 法第二十五条第三項から第七項までの規定による認証等
- リ 法第二十九条の規定による事業報告書等の受理
- ヌ 法第三十条の規定による閲覧等
- ル 法第三十一条第二項から第四項までの規定による認定等
- ヲ 法第三十一条の八の規定による届出の受理（解散した認定特定非営利活動法人及び解散した特例認定特定非営利活動法人（以下「解散法人」という。）に係るもの）
- ワ 法第三十二条第二項の規定による認証（解散法人に係るもの）
- カ 法第三十二条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等（解散法人に係るもの）
- ヨ 法第三十二条の三の規定による届出の受理（解散法人に係るもの）
- タ 法第三十四条第三項から第五項までの規定による認証等
- レ 法第四十一条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等
- ソ 法第四十二条の規定による命令
- ツ 法第四十三条第一項、第二項及び第四項の規定による認証の取消し等

	<p>ネ 法第四十三条の二の規定による意見の聴取(法第十二条の二において準用する場合を含む。)</p> <p>ナ 法第四十三条の三の規定による意見の聴取(法第十二条の二において準用する場合を含む。)</p> <p>ラ 法第七十二条の規定による措置等</p> <p>ム 法第七十三条の規定による照会等</p> <p>ウ 条例第二条第一項及び第二項の規定による申請書の受理</p> <p>ヰ 条例第三条第一項の規定による縦覧</p> <p>ノ 条例第六条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>オ 条例第七条の規定による届出書の受理</p> <p>ク 条例第九条第一項の規定による閲覧等</p> <p>ヤ 条例第十一条の規定による申請書の受理(解散法人に係るものを除く。)</p> <p>マ 条例第十二条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>ケ イからマまでに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>
三十四の二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号。以下この項において「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	仙台市

三十四の三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
イ 法第九条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十三項の規定による許可等（飛行場の区域を除いた区域での鳥獣の管理（第二種特定鳥獣管理計画に基づくものを除く。）のための鳥獣（スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、ノイヌ、ノネコ、サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ及びハクビシンに限る。）の捕獲等（以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。）	
ロ 法第十条第一項の規定による命令（法第九条第一項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及びイに掲げる条件の付加に係るものに限る。）	
ハ 法第十条第二項の規定による許可の取消し（イに掲げる許可に係るものに限る。）	
ニ 法第十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定による登録等	
ホ 法第二十条第三項の規定による届出の受理	
ヘ 法第二十一条の規定による返納の受理等	
ト 法第二十二条の規定による命令等	
チ 法第二十四条第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項までの規定による許可等	
リ 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（イ及びチに掲げる許可に係るものに限る。）	
ヌ 法第七十五条第三項の規定による立入検査（イ、ニ及びチに掲げる許可等に係るものに限る。）	
ル 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定による要求等（イに掲げる許可に係るものに限る。）	

<p>ヲ 省令第二十条第五項及び第六項の規定による届出の受理(ニ に掲げる登録に係るものに限る。)</p> <p>ワ 省令第二十四条第五項及び第六項の規定による届出の受理 (チに掲げる許可に係るものに限る。)</p>	
<p>三十四の四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 律(以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項におい て「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第九条第一項、第二項、第四項から第九項まで、第十一項 及び第十三項の規定による許可等(鳥獣の管理のための鳥獣 (ツキノワグマ(住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地 域に出現したものに限る。)に限る。)の捕獲等(緊急に行う 必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。) に係るものに限る。)</p> <p>ロ 法第十条第一項の規定による命令(法第九条第一項の規定に 違反して許可を受けないでした捕獲等及びイに掲げる条件の 付加に係るものに限る。)</p> <p>ハ 法第十条第二項の規定による許可の取消し(イに掲げる許可 に係るものに限る。)</p> <p>ニ 法第七十五条第一項及び第三項の規定による報告の徴収等 (イに掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>ホ 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定に よる要求等(イに掲げる許可に係るものに限る。)</p>	仙台市 白石市 名取 市 岩沼市 栗原市 大崎市 富谷市 藏王 町 七ヶ宿町 村田町 柴田町 川崎町 丸森 町 利府町 大和町 大衡村 加美町 七ヶ宿町 大河原町 村田 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元 町 大和町 大衡村
<p>三十四の五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 律(以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項におい て「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第九条第一項、第二項、第四項から第九項まで、第十一項 及び第十三項の規定による許可等(第二種特定鳥獣管理計画に 基づく鳥獣の管理のための鳥獣(イノシシに限る。)の捕獲等 (以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。)</p>	

	<p>ロ 法第十条第一項の規定による命令(法第九条第一項の規定に違反して許可を受けないでした捕獲等及びイに掲げる条件の付加に係るものに限る。)</p> <p>ハ 法第十条第二項の規定による許可の取消し(イに掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>ニ 法第七十五条第一項及び第三項の規定による報告の徴収等(イに掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>ホ 省令第七条第八項及び第十一項から第十四項までの規定による要求等(イに掲げる許可に係るものに限る。)</p>	
三十四の六 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)に基づく事務のうち、同法第百十六条の規定による嘱託(道路法第五条第一項に規定する一般国道並びに河川法第九条第五項の規定により指定都市の長が管理を行う一級河川及び同法第十条第二項の規定により指定都市の長が管理を行う二級河川に係るものに限る。)	仙台市	
三十四の七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(精神通院医療に係るものに限る。)	各市町村(仙台市を除く。)	
<p>イ 法第五十四条第一項の規定による認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下この項において「政令」という。)第二十九条で定める基準に関する審査及び政令第三十五条に規定する負担上限額の算定に係るものに限る。)</p> <p>ロ 法第五十六条第二項の規定による認定(政令第二十九条で定める基準に関する審査及び政令第三十五条に規定する負担上限額の算定に係るものに限る。)</p>		
三十四の八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各町村	
イ 法第十二条の規定による届出の受理等		

口 法第五十三条第二項の規定による報告の徴収等	
三十四の九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（各市町村（仙台市を除く。） （食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第五条第一項及び第六条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされているものに限る。） イ 法第六条第一項及び第五項の規定による指示等 ロ 法第七条の規定による公表 ハ 法第八条第一項及び第二項の規定による立入検査等 ニ 法第十二条第一項及び第三項の規定による申出の受理等	
三十四の九の二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十一年法律第百一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第十八条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。） イ 法第十八条第一項の規定による認可 ロ 法第十八条第七項の規定による通知等	角田市 七ヶ宿町 村 田町 柴田町 利府町 大衡村 南三陸町
三十四の九の三 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第十八条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、四ヘクタール以下の農地及び採草放牧地に係るものに限る。） イ 法第十八条第一項の規定による認可 ロ 法第十八条第七項の規定による通知等	加美町
三十四の十 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務のうち、同令第二十五条の四第二項及び第十七項の規定による認定	仙台市
三十四の十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）に基づく事務のうち、同令第三十二条第一項の規定による届出の受理（精神通院医	各市町村（仙台市を除く。）

療に係るものに限る。)	
三十五 削除	
三十六 建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）に基づく事務のうち、同条例第四条第四項第二号の規定による認定	石巻市 塩竈市 大崎市
三十七 削除	
三十八 削除	
三十九 削除	
三十九の二 公害防止条例（昭和四十六年宮城県条例第十二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	仙台市
イ 条例第十七条第一項の規定による届出の受理	
ロ 条例第十八条第一項の規定による届出の受理	
ハ 条例第十九条第一項の規定による届出の受理	
ニ 条例第二十条の規定による命令等	
ホ 条例第二十一条第二項の規定による期間の短縮	
ヘ 条例第二十二条の規定による届出の受理	
ト 条例第二十三条第三項の規定による届出の受理	
チ 条例第二十四条第一項及び第二項の規定による命令等	
リ 条例第二十六条第一項の規定による届出の受理	
ヌ 条例第二十七条第一項の規定による届出の受理	
ル 条例第二十八条第一項の規定による届出の受理	
ヲ 条例第二十九条の規定による命令等	
ワ 条例第三十条第二項の規定による期間の短縮	
カ 条例第三十一条の規定による届出の受理	
ヨ 条例第三十二条第三項の規定による届出の受理	
タ 条例第三十三条第一項及び第二項の規定による命令等	
レ 条例第四十三条第一項の規定による届出の受理	
ソ 条例第四十四条第一項の規定による届出の受理	
ツ 条例第四十五条第一項の規定による届出の受理	
ネ 条例第四十六条の規定による命令等	
ナ 条例第四十七条第二項の規定による期間の短縮	

ラ 条例第四十八条の規定による届出の受理	
ム 条例第四十九条第三項の規定による届出の受理	
ウ 条例第五十条第一項から第三項までの規定による勧告等	
ヰ 条例第五十二条第一項の規定による届出の受理	
ノ 条例第五十三条第一項の規定による届出の受理	
オ 条例第五十四条第一項及び第二項の規定による届出の受理	
ク 条例第五十五条の規定による命令等	
ヤ 条例第五十六条第二項の規定による期間の短縮	
マ 条例第五十七条の規定による届出の受理	
ケ 条例第五十八条第三項の規定による届出の受理	
フ 条例第五十九条の規定による勧告等	
コ 条例第六十条第二項の規定による報告の受理	
エ 条例第七十二条第一項の規定による報告の徴収等(騒音及び 振動に関する規制に係るものを除く。)	
テ 条例第七十二条第二項の規定による報告の徴収等	
ア イからテまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務の うち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	

三十九の三 公害防止条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 大河原町 村田町 柴田町 亘理町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大衡村 美里町 女川町 南三陸町
イ 条例第三十五条第一項の規定による届出の受理	
ロ 条例第三十六条第一項の規定による届出の受理	
ハ 条例第三十七条第一項及び第二項の規定による届出の受理	
ニ 条例第三十八条の規定による勧告	
ホ 条例第三十九条第二項の規定による期間の短縮	
ヘ 条例第四十条の規定による届出の受理	
ト 条例第四十一条第三項の規定による届出の受理	
チ 条例第四十二条第一項から第三項までの規定による勧告等	
リ 条例第六十四条第一項から第三項までの規定による勧告等	
ヌ 条例第七十二条第一項の規定による報告の徴収等(騒音及び 振動に関する規制に係るものに限る。)	

<p>ル 条例第七十二条第三項の規定による報告の徴収等</p> <p>ヲ イからルまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>四十 簡易給水施設等の規制に関する条例(昭和五十年宮城県条例第十四号)及び同条例の施行のための規則に基づく一切の事務(同条例第十条の三及び第十三条の二第五項の規定による指定に係るものを除く。)</p>	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市
四十一 削除	
<p>四十二 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(平成八年宮城県条例第二十二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(建築物に係るものに限る。)</p> <p>イ 条例第二十条第一項及び第二項の規定による請求の受理等</p> <p>ロ 条例第二十一条の規定による届出の受理</p> <p>ハ 条例第二十二条の規定による指導等</p> <p>ニ 条例第二十三条の規定による届出の受理</p> <p>ホ 条例第二十四条の規定による検査等</p> <p>ヘ 条例第二十五条の規定による勧告</p> <p>ト 条例第二十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等</p> <p>チ イからトまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	石巻市 塩竈市 大崎市
四十三 削除	
<p>四十四 動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第百三十七号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第八条の規定による収容等</p> <p>ロ 条例第十条の規定による駆除等</p> <p>ハ 条例第十一条の規定による届出の受理等</p>	仙台市

ニ　条例第十二条の規定による措置命令	
ホ　条例第十四条第三項の規定による届出の受理	
ヘ　条例第十五条第一項の規定による報告の徴収等	
四十五　ふぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十八号)第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び臨検検査	仙台市
四十五の二　公害防止条例の施行(悪臭に関する規制に限る。)に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市 角田市　多賀城市　岩沼市　登米市　栗原市 東松島市　大崎市　富谷市　亘理町　七ヶ浜町
四十五の三　公害防止条例の施行(地下水の採取に関する規制に限る。)に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	塩竈市　多賀城市　利府町
四十六　療育手帳の交付に係る規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各市町村(仙台市を除く。)

(平一二条例二三・平一二条例九七・平一二条例一一七・平一二条例一二九・平一二条例一三七・平一三条例一一・平一三条例六九・平一五条例一六・平一五条例一七・平一五条例八一・平一六条例二一・平一六条例二五・平一六条例七三・平一七条例三五・平一七条例八六・平一七条例一〇一・平一七条例一六九・平一八条例一七・平一八条例六二・平一八条例八四・平一九条例二二・平一九条例一〇一・平二〇条例五七・平二〇条例七五・平二一条例二一・平二一条例五五・平二一条例八四・平二二条例七〇・平二三条例一五・平二三条例一〇八・平二三条例一二二・平二四条例一七・平二四条例五七・平二四条例七七・平二五条例一七・平二五条例七八・平二六条例一九・平二六条例五二・平二六条例八二・平二七条例一七・平二七条例四八・平二七条例五九・平二七条例九三・平二七条例九六・平二八条例一一・平二八条例四九・平二八条例六九・平二八条例七〇・平二九条例一五・平二九条例三九・平二九条例六六・平三〇条例一五・平三〇条例八四・令元条例七一・令二条例三九・令二条例七六・令二条例七八・令三条例一八・令三条例七九・令四条例七五・令五条例一三・令五条例六二・一部改正)

(適用除外)

第三条 前条の表の上欄に掲げる事務で二以上の市町村の区域に係るものについては、同条の規定は適用しない。

(平一二条例二三・令三条例七九・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては第二条の表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一二年条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年条例第九七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一一七号）

この条例は、平成十二年十二月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一二九号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一三七号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第一一号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第四項及び第五項の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一三年五月一八日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第一条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表（以下この項において「改正後の第二条の表」という。）の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては改正後の第二条の表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際第一条の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例第二条の表十五の項の規定に基づき多賀城市長が行った仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同項の規定に基づき多賀城市長に対してなされた仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業に係る申請その他の行為は、知事の行った処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 4 第二条の規定の施行の際同条の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例第二条の表二十五の項リの規定に基づき現に石巻市長に対してなされている都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第四十三条第一項第六号ロの確認（次項において単に「確認」という。）の申請については、石巻市長は、なお従前の例により確認を行うものとする。
- 5 第二条の規定の施行の日前に石巻市長が行った確認（前項の規定に基づきなお従前の例により同条の規定の施行の日以後に行われた確認を含む。）についての違反を是正するため必要な措置については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第六九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正前の第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては改正後の

第二条の表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(手数料条例の一部改正)

3 手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

[次のように]

附 則（平成一五年条例第一六号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第一七号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二の項の改正規定及び同表三十四の二の項の次に次のように加える改正規定は、同月十六日から施行する。

附 則（平成一五年条例第八一号）

この条例中第二条の表に次のように加える改正規定（四十五の項に係る部分に限る。）は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の施行の日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(施行の日＝平成一六年一月二九日)

附 則（平成一六年条例第二一号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては第二条の表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一六年条例第二五号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第七三号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年条例第三五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十六の項の改正規定及び十七の項の改正規定（「塩竈市」の下に「 多賀城市」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一七年条例第八六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一〇一号）

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一六九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十七の二の項の改正規定は公布の日から、同表十五の項、十八の項、二十四の項、二十四の二の項及び二十七の項の改正規定は平成十八年一月一日から、同表三十一の項の改正規定は同年二月一日から、同表十二の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事

が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一八年条例第一七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十六の項及び十七の項の改正規定は公布の日から、同表六の項、十五の項、十八の項、二十の項、二十四の項、二十四の二の項、二十七の項、三十七の項、三十九の項及び四十三の項の改正規定は平成十八年三月三十一日から、同表二十九の項、三十八の項及び四十四の項の改正規定は同年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一八年条例第六二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年条例第八四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下

「施行日」という。) 前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成一九年条例第二二号)

この条例は、平成十九年四月十六日から施行する。ただし、第二条の表二十八の項の改正規定は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(平成十八年法律第百四号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年五月一四日)

附 則 (平成一九年条例第一〇一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十四の項の改正規定、十六の項の改正規定(「石巻市」の下に「大崎市」を加える部分を除く。)、十七の項の改正規定(「栗原市」の下に「大崎市」を加える部分を除く。)、二十の項及び二十四の二の項の改正規定、二十五の項の改正規定(「石巻市」の下に「大崎市」を加える部分を除く。)、二十六の項の改正規定(「栗原市」の下に「大崎市」を加える部分を除く。)、二十六の二の項の改正規定、二十六の三の項を削る改正規定、二十七の項及び二十七の二の項の改正規定、三十三の項の改正規定(「栗原市」の下に「大崎市」を加える部分を除く。)並びに三十四の項及び三十四の四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(公害防止条例の一部改正)

3 公害防止条例（昭和四十六年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成二〇年条例第五七号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第七五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の項、十四の項、二十七の二の項、三十一の項及び三十二の項の改正規定は公布の日から、同表二十二の二の項の改正規定及び三十四の二の項の改正規定（「平成九年法律第百二十三号。」及び「平成十一年厚生省令第三十六号。」を削る部分を除く。）は介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行の日から、同表三十四の項の改正規定（ニに係る部分に限る。）及び三十四の二の項の改正規定（「平成九年法律第百二十三号。」及び「平成十一年厚生省令第三十六号。」を削る部分に限る。）は平成二十一年四月一日又は介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二一年条例第二一号）抄

（施行期日）

1 この条例中第一条及び次項の規定は平成二十一年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は規則で定める日から施行する。

（平成二一年規則第六一号で平成二一年四月一日から施行）

（経過措置）

- 2 第一条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第一条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 前項の規定は、第二条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第二条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用について準用する。この場合において、前項の規定中「第一条」とあるのは「第二条」と読み替えるものとする。

附 則（平成二一年条例第五五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際第一条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二一年条例第八四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十二の項、二十

二の項及び二十八の項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、同表十三の二の項及び十三の三の項の改正規定は公布の日又は農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二二年条例第七〇号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第二条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二三年条例第一五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正前の事務処理の特例に関する条例第二条の表二十の項イの規定に基づき松島町長、利府町長、涌谷町長又は美里町長が行った商工会法（昭和三十五年

法律第八十九号。以下「法」という。) 第四十二条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同表二十の項イの規定に基づき松島町長、利府町長、涌谷町長又は美里町長に対してなされた法第四十二条第五項の承認に係る申請は、知事が行った承認又は知事に対してなされた申請とみなす。

附 則(平成二三年条例第一〇八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十三の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二三年条例第一二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の三の項及び八の七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の六の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては七ヶ宿町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令の規定の適用については、七ヶ宿町長の行った処分その他の行為又は七ヶ宿町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二四年条例第一七号)

この条例中第一条の改正規定は平成二十四年四月一日から、第二条の改正規定は平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第五七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二四年条例第七七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二五年条例第一七号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第七八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三十四の八の項ニを削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二六年条例第一九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第五二号）

（施行期日）

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は平成二十六年十一月一日から、第二条の規定は同日又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

（経過措置）

2 第一条の規定の施行の際同条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては仙台市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令の規定の適用については、仙台市長の行った処分その他の行為又は仙台市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（準備行為）

3 改正法附則第九条の規定に基づく準備行為であって、第二条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の八の項の上欄に掲げる事務を処理するため必要なものは、第二条の規定の施行の日前においても、仙台市が処理することとする。

附 則（平成二六年条例第八二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二七年条例第一七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十二の項の改正規定は公布の日又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行の日のいずれか遅い日から、同表三十四の四の項から三十四の六の項までの改正規定は平成二十七年五月二十九日から、同表三十九の項の改正規定は公布の日又は風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例（平成二十四年宮城県条例第四十八号）附則第一項第二号に定める日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二七年条例第四八号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第五九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の四から三十四の六までの項の上欄に掲げる事務に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）の規定により知事が行った要求で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に省令の規定により知事に対してなされた届出で施行日以後においては当該各項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における省令の規定の適用については、当該市町村の長の行った要求又は当該市町村の長に対してなされた届出とみなす。

附 則（平成二七年条例第九三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三十四の八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二七年条例第九六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日において指定認証機関にまだ納入していない発行手数料については、前項の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二八年条例第一一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第六条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第十七条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事務並びに農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第一条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則（大正六年農商務省令第十五号）第十三条及び第十四条の規定に基づく事務については、改正前の事務処理の特例に関する条例第二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同条の表の一の項の規定中「農業倉庫業法」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法」と、「農業倉庫業法施行規則」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第一条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則」とする。

附 則（平成二八年条例第四九号）

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日＝平成二八年一〇月一〇日）

附 則（平成二八年条例第六九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十三の三の項の改正規定（「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改める部分を除く。）及び同表三十の七の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二八年条例第七〇号）抄

（施行期日）

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条中事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の二の項の改正規定（ラに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成二九年四月一日）

附 則（平成二九年条例第一五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表中三十四の十三の項を三十四の十四の項とし、三十四の八の項から三十四の十二の項までを一項ずつ繰り下げ、三十四の七の項の次に一項を加える改正規定は、同年五月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二九年条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第六六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十七の四の項及び同表三十四の十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成三〇年条例第一五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の五の項への改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正前の事務処理の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条の表十二の二の項の規定に基づき仙台市長若しくは登米市長が行ったコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所における同令第一条に規定する高圧ガス（以下「特定製造事業所における高圧ガス」という。）に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例第二条の表十二の二の項の規定に基づき仙台市長若しくは登米市長に対してなされた特定製造事業所における高圧ガスに係る申請その他の行為は、知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成三〇年条例第八四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の二の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和元年条例第七一号）

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三十四の十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の四の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては名取市長若しくは利府町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の規定の適用については、名取市長若しくは利府町長の行った処分その他の行為又は名取市長若しくは利府町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和二年条例第三九号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第七六号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十の項、十一の項、二十二の二の項及び三十四の十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表四十の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの条例若しくは規則（以下「条例等」という。）の規定によ

り知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては石巻市長、塩竈市長、白石市長若しくは東松島市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の規定の適用については、石巻市長、塩竈市長、白石市長若しくは東松島市長の行った処分その他の行為又は石巻市長、塩竈市長、白石市長若しくは東松島市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

附 則（令和二年条例第七八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 附則第二項及び第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第二条の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例及び食品衛生取締条例の規定に基づく事務については、改正前の事務処理の特例に関する条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和三年条例第一八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第七九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和四年条例第七五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三の二の項の改正規定及び同表八の三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和五年条例第一三号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第六二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三十四の十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表二十の三の項、三十四の九の二の項及び三十四の九の三の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で同日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。